

令和元年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年3月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年3月17日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年3月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年3月25日 14時44分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 3番	小山田 和義	議席番号 5番	國司 功
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地振興係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章全文の朗読を議席番号1番 三浦美恵子 委員をお願いいたします。全文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは三浦委員、よろしくお願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠を報告いたします。本日の欠席の委員はございません。全員出席でございます。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和元年度八幡平市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 小山田和義 委員と、5番 國司功 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第12回総会の会期についてお諮りいたします。

第12回総会の会期は令和2年3月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第12回総会の会期は、令和2年3月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、令和元年度第12回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり3項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年3月以降の主な会議・行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。八幡平市議会第1回定例会一般質問に対する答弁についてとなります。内容について山本会長より説明が行われました。関係する発言内容を記載しておりますが、改めまして本日の第12回農業委員会議の報告・連絡事項で山本会長より所感を含めて報告を行うこととしております。

3項目め。令和元年度荒廃農地調査結果についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する意見内容を記載しております。なお、改めて4月に開催する委員合同会議の報告・連絡事項で農業委員及び推進委員の皆様へ事務局より報告を行う事としております。

続きまして、次のページの左上、4協議事項となります。

5項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、4月10日（金）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和元年度第12回総会についてとなります。本日の第12回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。令和元年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について。及び、4項目め。令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動」についてとなります。

関連があるため一括で協議を行い、作成スケジュールにより事務処理を進めることで決定され、市民からの意見を含めて5月に開催する農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

なお、運営委員より「資料を事前に配布すべき」という意見が出され、その取り扱いについて本日の第12回農業委員会議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております

6ページの左中程となります。

5項目め。農地利用最適化推進委員会議（仮称）についてとなります。会議の内容及び進行方法について協議を行い記載のとおり決定されましたが、改めて本日の第12回農業委員会議の協議事

項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、8ページの左上、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。

運営委員からの情報提供等は無く、事務局から2件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第12回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年3月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第12回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（古川忠彦主事）

それでは、会議資料の9ページをご覧ください。

令和2年2月25日から令和2年3月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から8) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

続きまして、9) 農地中間管理権の設定をした農用地利用集積計画の内容変更について、説明いたします。こちらは、平成29年1月25日開催の第135回農地部会において、農用地利用集積計画の決定を頂きました案件でございます。八幡平市道路拡張による土地収用により分筆し面積の変更が生じたため令和2年3月9日付けの内容変更の申出を受理いたしました。なお、本日、第6号議案でご審議いただく農用地利用配分計画案については、この内容の変更が含まれて再配分となっております事を申し添えます。

次に、10) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は3月17日の火曜日でございます。28件の現地調査を行いました。当日の調査委員は1番委員 三浦美恵子 委員、2番委員 日戸重雄 委員、3番委員 小山田和義 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問するようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 15 件となっております。

申請番号 1、平笠第 5 地割 51、田、683 m²を含む 4 筆 5,617 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、平笠第 1 地割 324、田、1,668 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3、平笠第 1 地割 323、田、573 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が大豆を作付していた農地です。権利設定後は水稲を作付予定とのことです。

申請番号 4、平笠第 2 地割 91 - 1、畑、5,038 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、平笠第 1 地割 1 - 24、田、5,361 m²を含む 6 筆 15,207 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲等を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。譲受側は、農地所有適格法人要件審査書類一式と営農計画書が提出されております。農作業従事者は 3 人、年間従事日数は 150 日、主な機械の所有状況は「トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 3 台、トラック 1 台」と営農計画書が提出されております。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。権利設定する農地面積は、15,207 m²ですので、下限面積要件も満たされております。また、審査の結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の 4 つの農地所有適格法人の要件も満たしております。

申請番号 6、帷子第 15 地割 263、田、390 m²を含む 3 筆 1,641 m²です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで別の農業者と賃貸借で水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、帷子第 15 地割 262、田、651 m²です。使用貸借権の設定です。未相続地のため相続

人の同意書が添付されております。申請地は今まで別の農業者と賃貸借で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、帷子第 15 地割 259、田、662 m²を含む 3 筆 1,937 m²です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで別の農業者との賃貸借で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 9、大更第 31 地割 46 - 18、畑、727 m²を含む 2 筆 970 m²です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利設置後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6 番から 9 番までは、譲受人の新規就農のための申請となります。農作業従事者は 1 人、年間従事日数は 160 日、主な機械の所有状況は「トラクター 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラック 1 台」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また、権利設定する農地面積は、5,199 m²ですので、下限面積要件も満たされておりま

申請番号 10、田頭第 9 地割 138、田、2,955 m²を含む 8 筆 13,564 m²です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 11、松尾寄木第 29 地割 368、田、1,480 m²です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 12、松尾寄木第 31 地割 187 - 8、田、519 m²を含む 6 筆 3,851 m²です。贈与による所有権移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 13、大更第 25 地割 324 - 1、田、496 m²を含む 4 筆 5,707 m²です。贈与による所有権移転です。申請地は今まで世帯で田は水稻を、畑は自己保全管理していた農地です。権利取得後は田は水稻を、畑は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 14、西根寺田第 8 地割 29 - 44、畑、4,373 m²を含む 3 筆 6,702 m²です。贈与による所有権移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 15、松尾寄木第 36 地割 254、田、3,946 m²です。贈与による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の 5 ページから 6 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 2 番 日戸重雄 委員にお願いいたします。

2 番（日戸委員）

2 番 日戸重雄です。報告いたします。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約1kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から北西へ約 1.6 kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、平笠小学校から北西へ約 1.6 kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が大豆を作付していた農地です。権利設定後は、水稲を作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約 1.2 kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、平笠小学校から北西へ約 2.5 km以内に点在しております。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲等を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6番から8番ですが、関連がありますので一括して説明いたします。位置は、寺田小学校から南東へ約 1.3 kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借等で水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に、作付予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約 1.5 kmの地点と西根第一中学校から北東に約 1.4 kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 10 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 1.2 kmの地点と寄木小学校から南西に約 1.7 kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 11 番ですが、位置は、寄木小学校から南東に約 400mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 12 番ですが、位置は、寄木小学校から南東に約 700mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 13 番ですが、位置は、JR大更駅から東に約 300mの地点です。親子間の贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で田は水稲を作付し、畑は自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、田は水稲を、畑は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 14 番ですが、位置は、寺田小学校から北に約 1.5 km以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 15 番ですが、位置は、松尾中学校から南東に約 500mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

審議、よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(古川忠彦主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は7件となっております。

申請番号1、松尾寄木第11地割911、田、1,040㎡を含む7筆7,638㎡でございます。転用の目的は、賃貸借権の設定による砂利採取で、2年間の一時転用となっております。

申請番号2、長者前81、田、1,157㎡でございます。転用の目的は、賃貸借権の設定による資材置場の建設となっております。内容は、資材置場、駐車場及び進入路が計画されております。

申請番号3、細野466-18、畑、224㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場等が計画されております。

申請番号4、平館第29地割58-7、田、207㎡を含む2筆329㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場等が計画されております。

申請番号5、大更第34地割9-3、畑、99㎡を含む2筆104.67㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場等が計画されております。なお、計画には農地以外にも宅地の地目が含まれております。

申請番号6と7番は関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号6 平館第2地割176-8、畑、2,477㎡を含む2筆2,616㎡でございます。

申請番号7 平館第3地割284、畑、39㎡でございます。転用の目的は、売買による倉庫の建設となっております。内容は、倉庫、駐車場等が計画されております。

関係資料の5ページと6ページをご覧ください。

各申請地の農地区分ですが、申請番号1番につきましては、農用地区域内の農地となりますが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号2、3、4、6、7番ですが、こちらは令和元年10月24日開催の第7回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和2年2月13日付けで農用地から除外が決定しております。除外後は全て10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定においては、すべて集落に接続して建設されることが確認されております。なお、現地調査結果の報告につきましては、第7回総会にて現地調査の報告がされております。今回は現地調査後の日数の経過がないこと、及び転用事業の計画等に大幅な変更がないことから現地調査の報告は省略させていただきます。

申請番号5番、こちらは公共公益施設から500m以内であることから第2農地と判断されます。例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 三浦美恵子 委員にお願いします。

1番（三浦委員）

1番の三浦美恵子です。

申請番号1番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約1.1kmの地点です。転用の目的は、砂利採取で、2年の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりました。砂利採取後は、田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号5番の件ですが、位置はJR大更駅から東へ約400mの地点です。転用の目的は、一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請地は、JR大更駅から500m以内であることから第2種農地と判断され、例外規定においては、周辺は宅地化が進んでおり集落に接続して設置されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農業作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではない事から、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

7番委員（熊澤委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、熊澤委員。

7番委員（熊澤委員）

7番の熊澤です。

9ページの申請筆別明細の整理番号の6番と7番なんですが、対価・賃借料のところは、合計で300万となっているのですが、譲渡人は別々だと思うんですが、これは、この表示でいいんでしょうか。

事務局（古川忠彦主事）

はい、事務局、答えます。こちら、米倉庫の建設ということで申請が出されておまして、計画の内容、それぞれ土地所有者さんが別々になっておりますけれども、計画自体は一括での計画となっております。申請内容としまして土地購入費として300万確保しているということで、6番と7番は関連がありましたので、こちらの表記となっております。それぞれ個別の筆の単価については、事務局の方では把握しておりませんでした。以上です。

議長（山本会長）

熊澤委員、よろしいですか。

7番委員（熊澤委員）

それでいいなら、そういうもんだと思って。分かりました。

議長（山本会長）

その他に質問・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川忠彦主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。関係資料の6ページと7ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、大更第39地割141-7、畑、402㎡でございます。現況は、道路として使用されておりました。

申請番号2、田頭第22地割60-2、田、165㎡でございます。現況は、盛土され資材置場として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 三浦美恵子 委員にお願いします。

1番（三浦委員）

1番の三浦美恵子です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から東へ約2.5kmの地点です。現況は、道路として利用されておりました。申請地は、申請人の亡くなった父が宅地への進入路として、昭和60年頃から利用しており、農地法の手続きが必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、西根中学校から西へ約400mの地点です。現況は、雑種地として管理されておりました。申請地は、平成4年頃から隣地の地権者に無償で貸し、駐車場及び資材置場として利用されておりました。農地法の手続きが必要なことを知らなかったとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをお開き願います。令和2年3月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は、農用地への編入が4件でございます。

申請番号1、西根寺田第5地割124の一部、畑、8,862㎡でございます。草地整備実施のため、農振農用地区域内の農地であることが条件となっており、申請地を編入するものであります。

申請番号2、西根寺田第21地割95の一部、山林、4,778㎡を含む2筆9,521㎡でございます。こちらも、草地造成実施のため、農振農用地区域内の農地であることが条件となっており、申請地を編入するものであります。

申請番号3、松尾寄木第1地割667-12の一部、山林、128,900㎡でございます。こちらは飼料畑造成実施のため、農振農用地区域内の農地であることが条件となっており、申請地を編入するものです。

申請番号4、松尾第5地割868-9、山林、1,296㎡を含む2筆1,627㎡でございます。農地利用集積の実施をするために申請地を編入するものです。

関係資料の8ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 三浦美恵子 委員にお願いします。

1 番（三浦委員）

1 番の三浦美恵子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 4.3 km の地点です。編入の目的は、酪農経営のための粗飼料基盤を整備するため、草地畜産基盤整備事業により草地整備を行うものです。申請地は、既に牧草地として利用されており、事業実施によって適正に草地管理され、作業効率、生産性の向上が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 1.6 km の地点です。編入の目的は、酪農経営のための粗飼料基盤を整備するため、草地畜産基盤整備事業により草地造成を行うものです。申請地及び周辺は山林ですが、事業実施によって適正に草地管理され、作業効率、生産性の向上が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、柏台小学校から東へ約 3.6 km の地点です。編入の目的は、繁殖育成センターで飼育する牛の飼料基盤確保のため、草地畜産基盤整備事業により飼料畑造成を行うものです。申請地は、山林ですが、事業実施によって飼料が確保され、作業効率、生産性の向上が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

申請番号 4 番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから北西へ約 3.8 km 以内に点在しております。編入の目的は、農地利用集積を実施するためです。申請地は、農用地に隣接しており、既に畑として一体的に利用されておりました。事業実施によって農作業の効率化が期待できるため、編入は問題ないと判断してまいりました。

いずれの申請地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用が期待できること、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないことから、農振編入に問題はないと判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）にかかる意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

18ページをご覧ください。今月の申請は21件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第31地割460、田、2,721㎡です。

申請番号2、田頭第31地割34、田、1,949㎡を含む7筆9,456㎡です。

申請番号3、田頭第17地割214、田、744㎡を含む2筆1,784㎡です。

申請番号4、田頭第17地割213、田、555㎡です。

申請番号5、田頭第19地割6-1、田、3,072㎡を含む5筆13,173㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号6、帷子第15地割266、田、408㎡を含む10筆9,651㎡です。

申請番号7、松尾第28地割230、田、1,657㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号8、野駄第8地割258、田、966㎡を含む2筆1,919㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号9、野駄第22地割95、田、1,001㎡を含む13筆8,772㎡です。

申請番号10、野駄第3地割396、田、738㎡を含む14筆9,103㎡です。

申請番号11、松尾寄木第4地割243、田、912㎡を含む6筆11,716㎡です。

申請番号12、星沢83-1、畑、1,737㎡です。

申請番号13、松木田272-1、田、660㎡を含む8筆8,999㎡です。

申請番号14、大更第27地割10-1、畑、235㎡を含む11筆10,559.8㎡です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号15、平館第25地割117、田、757㎡を含む2筆1,536㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号16、荒木田第5地割80-1、田、1,803㎡を含む13筆15,411㎡です

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号17、大更第14地割1-25、畑、1,193㎡を含む20筆37,744㎡です。なお、未相続地による相続人の同意については、農地中間管理機構で確認済みとのことです。

申請番号18、松尾寄木第12地割119-1、田、1,116㎡を含む4筆10,054㎡です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 19、大更第 31 地割 558、田、3,599 m²を含む 2 筆 6,244 m²です。なお、未相続地による相続人の同意については、農地中間管理機構で確認済みとのことです。

申請番号 20、平館第 3 地割 185、田、3,380 m²を含む 4 筆 8,992 m²です。

申請番号 21、松尾寄木第 33 地割 302、田、2,007 m²です。

申請地の明細については、次の 22 ページから 24 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 12 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

（11 番 藤村勇三 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 12 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 12 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 12 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

（11 番 藤村勇三 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 12 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 12 番を除く議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 12 番を除く議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について』

議長（山本会長）

次に、議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 26 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 6 件です。なお、計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地及び業務報告の 9) の農用地利用集積計画の内容変更申出のあった農地です。

1、松尾寄木第 12 地割 119 - 1、田、1,116 m²を含む 4 筆 10,054 m²です。

2、大更第 14 地割 1 - 25、畑、1,193 m²を含む 20 筆 37,744 m²です。

3、平館第 3 地割 185、田、3,380 m²を含む 4 筆 8,992 m²です。

4、松尾寄木第 33 地割 302、畑、2,007 m²です。

5、大更第 31 地割 558、田、3,599 m²を含む 2 筆 6,244 m²です。

6、田頭第 8 地割 168、田、1,265 m²を含む 15 筆 21,200 m²です。

6 については、再配分となりますので、前権利設定の残期間となることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分

するものであり、配分される者の経営状況につきましても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 6 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 7 号『令和 2 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』

議長（山本会長）

議案第 7 号『令和 2 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川裕太主事）

総会資料 11 ページをお開き願います。

（提案理由朗読後、内容説明）

続いて、総会資料の 12 ページ、A 3 版の資料をお開き願います。それでは内容の説明をさせていただきます。

昨年 11 月から、これまで毎月農業委員会議にてご協議いただきました経緯などについては口頭のみで説明させていただきます。

今回の大きな変更点は 4 点でございます。

1 点目ですが、岩手県の最低賃金の改訂にともなう人力の部の標準額の値上げです。水田・畑作業の標準額を 6,400 円に値上げしております。また、時間給は 790 円、超過時間給は、1,000 円と

しております。機械の部につきましては、今回は料金の見直しは行わず、昨年と同様の金額としておりますが、昨年度、消費税を外税で表記していたものを内税表記に変更いたしましたので、見たと目の標準額が変わっております。

2点目ですが、欄外の説明書きの強調についてです。この標準額はあくまで目安であるというこの説明書きを、昨年は一番下の欄外に記載しておりましたが、これを一番上に移動し、目立つように大きく記載することとしました。

3点目の変更点でございますが、検討委員会で提案のありました意見を受け、農業委員会議で協議した結果、稲苗の標準額について、箱施用の肥料・農薬は委託者負担であることを備考欄へ記載することとしました。

4点目の変更点は、米の乾燥調整について、備考欄に「くず米も含む」と記載しました。こちらも検討委員会で提案のあった意見を受け、農業委員会議において協議し変更したものです。

そのほかに検討委員会において提案のありました意見では、高密度播種苗、通称・密苗や、苗の引き渡し方法についての意見がございましたが、農業委員会議において協議いただいた結果、今回は備考欄への記載等を行わないこととなりました。内容についての説明は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定いただきましたら、A3のカラー用紙に印刷し、来月4月9日木曜日に全戸配布となる予定です。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。はい。

16番委員（松村委員）

16番、松村です。中のほうはあれなんですけれども、この「標準額表」の上に適用期間があるんですけれども、標準額表の見出しをつけるんでしょうか。何もつけないで、これから始まるんでしょうか。前は、あったような気がするんですけれども。

事務局（古川裕太主事）

一番、上の部分ということですか。

16番委員（松村委員）

そうです。

作業労賃なんかなんとかと表記が。なにかあったほうがいいような気がするんですけど。

事務局（遠藤事務局長）

確かに、これだけ見ると分からない人もいるかもしれないんですけど、それは見出しを入れるということで。入れたいと思います。すみません。

議長（山本会長）

あとは、質問・討議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (山本会長)

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第7号『令和2年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』

議長 (山本会長)

次に、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 (立花事務局長補佐)

総会資料の13ページをお開きください。議案内容の説明を行います。

(提案理由朗読後、内容説明)

この議案は地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、事務局長の専決事項の一部改正についての、決定の可否を求めるものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

最初に、一部改正となる箇所についてご説明になりますが、基本的には、先月でございます。2月25日に開催いたしました第11回農業委員会議において、ご説明した内容と同じになります。

新旧対照表となります。14ページとなります。

まず、向かって左側が現行の事務局規定 局長の規定 第7条となります。向かって右側が改正後の事務局規定 局長の専決 第7条となります。

現行及び改正後ともに、一部改正の変更箇所を下線部で表示をしております。第7条第3号の一部、「臨時職員の雇用」が「非常勤職員の任用」へ変更する内容となります。

また、議案の作成につきましては、市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成しており、2月26日に開催されました法規審査委員会の審議において「可」と判断されていることを申し添えます。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定がされましたら4月1日付けで施行の告示を行うものといたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第8号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長（山本会長）

次に、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（遠藤事務局長）

総会資料の15ページをお開き願ひます。

（提案理由朗読後、内容説明）

一枚めくってもらって、16ページとなります。内容ですけれども、令和2年4月1日付けの定例の人事異動の内示が出まして、当農業委員会事務局でも異動する職員が出たということで、その議案でございます。

（別紙資料内容の説明）

以上で説明を終わります。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ござ

いませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第9号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会 (14時44分)

議長 (山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局 (遠藤事務局長)

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年4月24日

会 長 _____

3 番 委 員 _____

5 番 委 員 _____

令和元年度

第 12 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 2 年 3 月 25 日（水）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第 12 回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第 7 号 令和 2 年度農作業労賃と機械利用料金標準表について

議案第 8 号 八幡平市農業委員会事務局規定の一部改正について

議案第 9 号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について

6 閉 会